

# 10月は行政書士制度広報月間です

岡山県行政書士会

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として  
助成を受け作成されたものです。



頼れる街の法律家

行政書士は

藤本 直人

行政書士制度は70周年を迎えます

行政書士は、さまざまな許可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!

 **日本行政書士会連合会**  
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

**岡山県行政書士会**

後援: **総務省**  
**岡山県**

**70**  
ANNIVERSARY

令和2年度 行政書士制度広報月間10月1日~10月31日

岡山県行政書士会は、会員である行政書士が取り扱う各種業務例えば、官公署に提出する許可・登録申請、遺言・相続に関すること、そのほかいろいろな契約、届出などの相談、書類の作成や、本会が行う無料相談会や自転車事故に限る裁判外の紛争解決の社会貢献事業について広報活動に積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与することにより、行政書士制度の普及・浸透を図り、行政書士の役割について住民の方々に理解を深めていただくとともに、行政書士を身近な相談相手『街の法律家』として活用していただけることを願っています。

**次のとおり、電話による無料相談会を開催します。お気軽にご利用ください。**

1. 開催日時：令和2年10月5日（月）～7日（水）まで  
いずれも10：00～16：00
2. 電話による相談【予約不要。行政書士が電話で相談に応じます。】

**フリーダイヤル 0120-783-842**

3. 相談受付内容
  - 1) 10月5日（月）：建設業関係、土地利用関係など官公署への各種許認可申請、民事法務（遺言・相続など）
  - 2) 10月6日（火）：遺言・相続、外国人の出入国関係（ビザ、帰化など）、著作権
  - 3) 10月7日（水）：成年後見、遺言・相続、その他

**そのほか、次のとおり無料相談会を開催していますので、お気軽にご利用ください。**

吉備信用金庫無料相談会

- ・開催日時：令和2年10月15日（木）9：00～15：00
- ・開催場所：吉備信用金庫 本店又は支店
- ・相談内容：遺言・相続、土地利用に関する各種許認可申請など

## 行政書士制度

行政書士は、許認可・登録申請、遺言や相続、いろいろな契約、届出などの相談や書類の作成をサポートしています。

岡山県行政書士会は、会員である行政書士が取り扱う各種業務や本会が行う社会貢献事業（無料相談会や自転車事故に限る裁判外の紛争解決）について広報活動に積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与することにより、行政書士制度の普及・浸透を図り、行政書士の役割について住民の方々に理解を深めていただくとともに、行政書士を身近な相談相手『街の法律家』として活用していただけることを願っています。

**「行政書士制度」について説明します。**

- 1 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。（行政書士法第1条の2、第1条の3 行政書士の業務）

- (1) 官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）  
その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること
- (2) 官公署に提出する書類について、その提出の方法及び当該官公署に提出する許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与のその他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法第 72 条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること
- (3) 契約その他に関する書類を代理人として作成すること
- (4) 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること



- ※ 上記のうち (1) の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、業として行うことはできません。（法第 19 条第 1 項）
- ※ 行政書士法人は、上記 (1) から (4) の業務のほか、定款で定めるところにより、行政書士が行うことができる業務のうちこれらに準ずるものとして総務省令で定める業務を行うことができます。（法第 13 条の 6、行政書士法施行規則第 12 条の 2）

2 行政書士となるには、行政書士試験に合格するなど、一定の資格を得た上で、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受けることが必要です。

（法第 6 条、第 6 条の 2 行政書士登録）

◆ 行政書士となる資格を有する者（法第 2 条）

- (1) 行政書士試験に合格した者
- (2) 弁護士となる資格を有する者
- (3) 弁理士となる資格を有する者
- (4) 公認会計士となる資格を有する者
- (5) 税理士となる資格を有する者
- (6) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して 20 年以上（学校教育法による高等学校を卒業した者などにあっては 17 年以上）になる者



全国行政書士会 公式キャラクター  
「ユキマサくん」

- ※ 登録を受けた行政書士が共同して行政書士法人を設立した場合も、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出る必要があります。

（法第 13 条の 10）

【日本行政書士会連合会】 <http://www.gyosei.or.jp/>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目 1-28 虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL : 03-6435-7330 (代表)

- 3 行政書士試験は、総務大臣が定めるところ（平成 11 年自治省告示第 250 号）により都道府県知事が行うこととされていますが、総務大臣の指定する者（指定試験機関）に委任することができ、現在は指定試験機関である(財)行政書士試験研究センターが全国統一試験を年 1 回（毎年 11 月第 2 日曜日）実施しています。（法第 3 条、第 4 条 行政書士試験）

【(財)行政書士試験研究センター】 <http://www.gyosei-shiken.or.jp/>  
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階  
TEL : 03-3263-8050 (代表)

- 4 行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分並びに行政書士会に対する監督は都道府県知事が行い、日本行政書士会連合会に対する監督は総務大臣が行うこととされています。

(法第 6 章、第 7 章)

